

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年4月28日

【会社名】 株式会社TORICO

【英訳名】 TORICO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 拓郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

【電話番号】 03 - 6261 - 4346 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員管理部長 中道 智宏

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

【電話番号】 03 - 6261 - 4346 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員管理部長 中道 智宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当該事実発生後に遅延なく提出すべきものでしたが、本日まで未提出となっておりましたので、今般、提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	TORICO Singapore Pte. Ltd.
住所	60 Paya Lebar Road, #08-05 Paya Lebar Square Singapore 409051
代表者の氏名	安藤 拓郎
資本金	設立時1シンガポールドル、増資後400,000シンガポールドル
事業の内容	東南アジア地域におけるECサービス及びイベントサービスの運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数（出資金額）	
異動前	1シンガポールドル
異動後	400,000シンガポールドル
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	100%
異動後	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、2022年11月10日にTORICO Singapore Pte. Ltd.（以下、「TORICOシンガポール社」）をシンガポールに設立し、2022年12月22日に東南アジア地域におけるECサービス及びイベントサービスの運営基盤の強化を図るため、TORICOシンガポール社に対し増資いたしました。これに伴い、TORICOシンガポール社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

設立 2022年11月10日

増資 2022年12月22日